

議事録（概要）

会議名	第1回芦屋町都市計画審議会					
会場	芦屋町役場4階 第41会議室					
日時	平成31年 1月7日(金) 10:00~11:00					
委員の 出欠	会長	内田 晃	出	委員	吉田 英治	欠
	副会長	藤崎 英毅	出	委員	中山 孝泰	出
	委員	吉永 武	出	委員	草野 智恵子	出
	委員	吉永 彰	出	委員	丹生 愛子	出
	委員	片山 和夫	出	委員	平田 泰雄	出
件名・議題	<p>1. 副町長あいさつ</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 魚見地区用途地域変更等について</p> <p>(2) 船頭町地区地区計画変更について</p> <p>4. その他</p>					
合意事項 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度より委員1名が変更となった。(片山委員) ・議事(1)及び(2)について事務局より説明を行い、了承された。 ・船頭町地区地区計画の条例縦覧後、意見提出があった場合に都市計画審議会を開催することとした。 					

第 1 回 芦屋町都市計画審議会 議事録

■ 日 時 : 平成 31 年 1 月 7 日(月) 10:00~11:00

■ 場 所 : 芦屋町役場 4 階 第 41 会議室

■ 議事 1 魚見地区用途地域等変更について (かがみ、資料 1~5)

〈質疑応答及び意見〉

1	委員	資料 5 の赤枠内 (購入予定地) 全てが工房用地となるのか。また、その用地全てが準工業地域へ変更されるのか。
	事務局	赤枠内 3 筆の内、1579-1 及び 1579-4 の 2 筆内に工房建設を予定している。 準工業地域となるのは「都市計画道路正津ヶ浜山鹿線の道路中心線から魚見公園側に 50m」であり、1580-1 の一部は第 2 種住居地域のままである。
2	委員	工房建設に伴い、騒音等による近隣住民への影響はないか。
	事務局	一般的な工場とは異なり、全て手作業で行う。作業についても現在芦屋釜の里で行っているものと同じ工程である。これまで近隣住民から騒音等による苦情はないことから、問題ないと認識している。
3	委員	資料 2-3 では、地区計画の変更前は「制作」、変更後は「製作」と表記されている。美術品は「制作」と表記するが、変更後の計画で「製作」としたのはどういう意図があるのか。
	事務局	担当である生涯学習課と協議し、美術品だけでなく工業製品として意味合いももつため、「製作」と表現することとした。
4	委員	用途地域変更予定地の範囲内に、購入予定地以外の私有地はあるか。
	事務局	1 筆ある。この土地についても購入を検討している。なお、この土地は購入予定地と同一所有者であり、事前に購入の意思を示し理解を得ている。
5	委員	工房建設用地は町が購入し、町有地に工房を建設させるのか。
	事務局	そうである。町が土地を購入し、鋳物師に貸し付ける。なお、工房は鋳物師が建設する。

■ 議題 2 船頭町地区地区計画変更について (かがみ、資料 6~8)

〈質疑応答及び意見〉

※特になし